

## 滋賀県肝炎医療コーディネーターの養成および活用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、滋賀県肝炎医療コーディネーターを養成し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、滋賀県の肝炎対策を推進することを目的とする。

### (基本的な役割)

#### 第2条

- 1 滋賀県肝炎医療コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎ウイルスの感染者および肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変または肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）が肝炎に関する制度等を理解して適切な医療や支援を受けられるように、人権を尊重し、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 滋賀県肝炎医療コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

### (活動内容)

第3条 滋賀県肝炎医療コーディネーターの主な活動内容は、滋賀県肝炎医療コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

#### (1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関および検診機関

- ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供および相談助言
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ 市民公開講座、肝臓病教室、患者サロン等への参加
- エ 医療安全・院内感染対策に関する情報提供および相談助言
- オ アからエまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

#### (2) 保健所または市町の肝炎対策担当部署

- ア 肝炎対策に関する情報提供および普及啓発
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨および肝炎患者等への受診勧奨
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) 民間企業、医療保険者等の職域機関

- ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) (1) から (3) までの機関以外の機関

- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための県民等の普及啓発
- イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条

- 1 滋賀県肝炎医療コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関および検診機関、保健所および市町の肝炎対策担当部署、薬局、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。
- 2 県は、県内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関ならびに保健所および市町村の肝炎対策担当部署に滋賀県肝炎医療コーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による滋賀県肝炎医療コーディネーターの養成および認定を行うものとする。
- 3 県は、滋賀県肝炎医療コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。
- 4 県は、滋賀県肝炎医療コーディネーターが配置されている機関に対し、毎年、その活動状況の報告を求めるものとする。

(養成および認定)

第5条

- 1 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者を滋賀県肝炎医療コーディネーターとして認定するものとする。
  - (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所または市町で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業または団体に健康管理を担当する者、肝炎患者またはその家族その他肝炎の予防および肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
  - (2) 県が実施する養成研修を受講した者
- 2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 滋賀県肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え

(2) 肝疾患の基本的な知識

(3) 県の肝炎対策

(4) 滋賀県肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例

3 知事は、第1項の規定により滋賀県肝炎医療コーディネーターの認定を行ったときは、認定証(様式1)および認定バッジ(様式2)を交付し、滋賀県肝炎医療コーディネーター名簿に登録を行うものとする。

4 知事は、滋賀県肝炎医療コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証および認定バッジを返納しなければならない。

(1) 滋賀県肝炎医療コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき

(2) 疾病その他の理由により滋賀県肝炎医療コーディネーターとして活動することが困難になったとき

(3) 本人から認定取消の申し出(様式3)があったとき

(技能向上および活動支援)

## 第6条

1 県は、研修会または情報交換会の開催、情報提供等を実施し、滋賀県肝炎医療コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。

2 県は肝炎医療コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、県や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

(守秘義務)

第7条 滋賀県肝炎医療コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、滋賀県肝炎医療コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年9月6日から施行する。

この要綱は、令和5年10月25日から施行する。